

## 岩国短期大学における公的研究費等の不正使用の防止等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、岩国短期大学(以下「本学」という。)における公的研究費等の不正使用を防止し、適正な運営・管理を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 公的研究費等の運営・管理については、本学の諸規程及びその他関係法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### (定義)

第3条 この規程において「公的研究費等」とは、本学において管理する全ての経費をいう。

2 この規程において「不正使用」とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 公的研究費等を私的に流用すること。
- (2) 架空取引により、公的研究費等を業者へ預け金として管理させること。
- (3) 実体を伴わない出張旅費及び有期契約職員の給与等を本学に支払わせること。
- (4) 公的研究費等の交付の決定の内容やこれに付された条件に違反して使用すること。
- (5) 前各号に掲げる行為に類する不適切な公的研究費等の使用及び受給をすること。

3 この規程において「コンプライアンス教育」とは、不正使用を事前に防止するために、本学が、教職員及びその他本学の公的研究費等の運営・管理に関わる全ての者(以下「教職員等」という。)に対し、自身を取り扱う公的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正使用に当たるのかなどを理解させるために実施する教育をいう。

### (管理者等の権限及び責任)

第4条 本学における公的研究費等を適正に運営・管理するため最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置くものとする。

2 最高管理責任者は、大学全体を統括し、公的研究費等の運営・管理について最終責任を負う者とし、学長をもって充てる。

- 3 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもって公的研究費等の運営・管理が行えるよう適切にリーダーシップを発揮し、不正防止対策の基本方針(以下「基本方針」という。)を策定及び周知するとともに、実施のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について大学全体を統括する実質的な権限と責任をもつ者とし、事務長をもって充てる。
- 5 統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定及び実施し、コンプライアンス推進責任者に不正使用防止対策の実施を指示するとともに、実施状況を確認し、最高管理責任者に報告しなければならない。
- 6 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費等の運営・管理について実質的な権限と責任をもつ者とし、総務課長をもって充てる。
- 7 コンプライアンス推進責任者は、管理監督する全ての公的研究費等の運営・管理状況を把握し、適切な執行に努めるため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。
  - (1) 本学における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告すること。
  - (2) 本学における教職員等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。
  - (3) 本学における教職員等が、適切に公的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて教職員等に対し改善を指導すること。

(遵守事項)

- 第5条 構成員は、岩国短期大学における公的研究費等の使用に関する行動規範(平成 年 月 日学長裁定。以下「行動規範」という。)を遵守しなければならない。
- 2 構成員は、行動規範を遵守することを約するため、別に定める誓約書を最高管理責任者に提出しなければならない。
  - 3 最高管理責任者は、前項の誓約書を提出しない者に、公的研究費等の申請及び運営・管理を行わせないことができる。

(相談窓口)

第 6 条 公的研究費等に係る事務処理手続き及び使用に関するルール等について、本学内外からの相談を受け付けるための相談窓口を置くものとする。

2 前項の相談窓口は、総務課とする。

(通報窓口)

第 7 条 公的研究費等の不正使用に関し、本学内外からの通報又は告発を受け付けるための窓口(以下「通報窓口」という。)を総務課に置くものとする。

2 通報窓口は、不正使用に係る内容等の通報を受けたときは、直ちに統括管理責任者へ報告し、統括管理責任者はその旨を最高管理責任者に報告するものとする。

3 通報窓口は、顕名による通報を受け付けた場合には、原則として通報に基づき実施する措置の内容を通報者に通知するものとする。

(事前調査等)

第 8 条 最高管理責任者は、前条第 2 項の報告に基づき、通報の内容の合理性を確認するため、コンプライアンス推進責任者又は統括管理責任者に事前調査を指示することができる。

2 最高管理責任者は、通報を受け付けた日から起算して 30 日以内に本調査の要否を判断し、当該調査について資金配分を受けた機関(以下「配分機関」という。)に報告するものとする。

3 最高管理責任者は、本調査を実施することとなった場合はその旨を通報者及び調査対象者に、本調査を実施しないこととなった場合は理由を付して通報者に通知するものとする。なお、通報者に対しては、通報窓口を通じて行うものとする。

(調査委員会)

第 9 条 最高管理責任者は、前条において本調査の実施を決定したときは、統括管理責任者を委員長とする不正使用に係る調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置し、速やかに調査を実施するものとする。

2 調査委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 統括管理責任者

(2) 総務課長

(3) 本学、通報者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない学外の有識者 1 名以上

(4) その他委員長が必要と認めた者

3 調査委員会は、不正使用の有無、不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査するものとする。

4 調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告又は協議するものとする。

(調査中における一時的な措置)

第 10 条 最高管理責任者は、本調査の実施決定後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、調査対象者に係る公的研究費等の使用及び支払い並びに運営・管理に関する業務を停止することができる。

(審理及び認定)

第 11 条 調査委員会は、第 9 条第 3 項の事項について審理及び認定を行う。

2 調査委員会は、前項の認定を行ったときは、直ちに、その内容を最高管理責任者に報告しなければならない。

3 最高管理責任者は、前項の報告を受けた場合は、速やかに文書によりその内容を通報者及び調査対象者に通知しなければならない。なお、通報者に対しては通報窓口を通じて通知するものとする。

(不服申立て)

第 12 条 通報者又は調査対象者は、前条の認定に対して不服があるときは、通知の日の翌日から起算して 14 日以内に最高管理責任者に不服申立てをすることができる。

(再審理)

第 13 条 最高管理責任者は、前条による不服申立てを受理したときは、調査委員会に対し速やかに再審理を命じるとともに、通報者から不服申立てがあった場合は、調査対象者へ、調査対象者から不服申立てがあった場合は、通報者に通知する。なお、通報者に対しては、通報窓口を通じて通知するものとする。

2 最高管理責任者は、前項の不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、以後の不服申立てを受け付けないことができる。

3 調査委員会は、第 1 項により再審理を命ぜられたときは、再調査、審理及び認定を行わなければならない。この場合において、第 9 条第 3 項、第 10 条及び第 11 条の規定を準用する。

4 通報者及び調査対象者は、前項の認定の結果に対して不服を申し立てることはできない。

(処分等の措置)

第 14 条 最高管理責任者は、不正使用が存在したことが調査委員会において認定された場合は、速やかに岩国短期大学就業規則に従い適切な処分等の措置をとるとともに、調査結果を公表するものとする。

2 前項の公表においては、少なくとも不正使用に関与した者の氏名・所属、不正使用の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表するものとする。ただし、最高管理責任者が、不正使用に関与した者の氏名・所属等について公表しない合理的な理由があると認めた場合は、これを非公表とすることができる。

3 最高管理責任者は、不正使用の内容が私的流用である等、悪質性が高い場合は、刑事告発又は民事訴訟等の法的措置を講ずるものとする。

4 最高管理責任者は、不正使用が存在しなかったことが調査委員会において認定された場合は、調査対象者に対して講じた一切の措置を速やかに解除するとともに、名誉回復及び不利益が生じないための十分な措置をとらなければならない。

(通報者及び調査協力者の保護)

第 15 条 最高管理責任者は、不正使用に関する通報者及び調査協力者が通報又は情報提供を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けることがないように、必要な措置を講ずるとともに、通報者及び調査協力者の職場環境等の保全に努めなければならない。

(通報の濫用禁止)

第 16 条 何人も、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他不正の目的による通報を行ってはならない。最高管理責任者は、そのような通報を行った者に対し、岩国短期大学就業規則に基づき、必要な処分を行うことができる。

(守秘義務)

第 17 条 この規程に基づき不正使用の調査等に携わった者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(配分機関への報告等)

第 18 条 最高管理責任者は、配分機関に対して、次の各号に掲げる報告等を行わなければならない。

- (1) 通報を受け付けた日から起算して 210 日以内に、調査結果、不正使用の発生要因、不正使用に関与した者が関わる調査対象制度以外の公的研究費等の管理・監査体制の状況、再発防止策等の必要事項を配分機関に報告すること。
- (2) 調査が完了しない場合であっても、通報を受け付けた日から起算して 210 日以内に、前号に準じて配分機関へ調査の中間報告をすること。
- (3) 調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、配分機関へ報告すること。
- (4) 前 3 号のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況を報告し、又は中間報告を提出すること。
- (5) 前各号による報告の結果、当該配分機関から不正使用に係る返還命令を受けたときは、調査対象者に当該額を返還させること。
- (6) 配分機関から当該事案に係る資料の提出、閲覧及び現地調査について依頼を受けた場合は、調査に支障がある等の正当な事由がある場合を除き、これに応じること。

(公的研究費等不正使用防止計画推進委員会)

第 19 条 最高管理責任者は、不正使用を発生させる要因を把握し、公的研究費等の不正使用防止計画(以下「不正使用防止計画」という。)を企画、立案及び推進するため、公的研究費等不正使用防止計画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置するものとする。

2 推進委員会は、次に掲げる者で組織するものとする。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 図書館長
- (3) 総務課長
- (4) その他最高管理責任者が指名する者

3 前項第 5 号の室員の任期は、最高管理責任者がその都度定める。

4 推進委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

5 推進委員会は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 不正使用防止計画の企画・立案に関すること。
- (2) 基本方針及び行動規範の改廃に関すること。
- (3) その他不正使用防止計画の推進に当たり必要な業務

(監査体制)

第 20 条 公的研究費等の使用に係る内部監査は、岩国短期大学内部監査要項の定めるところにより行うものとする。

2 内部監査は推進委員会と連携し、不正使用発生要因に応じた次の各号に掲げる監査を実施するものとする。

- (1) 関係規程等の整備状況に関すること。
- (2) 公的研究費等の使用に係るモニタリング体制の状況に関すること。
- (3) 公的研究費等の管理及び執行状況に関すること。
- (4) その他監査の実施に当たり必要な事項

(取引業者との癒着防止)

第 21 条 最高管理責任者は、教職員等と取引業者との癒着を防止するため、取引業者から同意書を徴取するものとする。

2 前項の取引業者の範囲及び同意書の様式は、別に定める。

(取引停止等の措置)

第 22 条 不正使用に関与した業者については、取引停止等の措置を講ずるものとする。

(事務)

第 23 条 本規程に関する事務は、総務課が処理する。

(雑則)

第 24 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。